相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区駒場町二丁目一四番地、最後の住所名古屋市天白区島田黒石一一〇五番地　被相続人　亡　安田　文二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

名古屋市西区菊井二丁目四番五号田嶋・水谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水谷　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷町九舗五四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平野　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の五アネックスⅡ二階

相続財産管理人　松下　泰三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市羽津山町甲三四〇七番地、最後の住所三重県四日市市山田町五五三八番地三　被相続人　亡　伊達宇め子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

三重県四日市市安島二丁目一〇番一六号伊藤忠明治安田生命ビル二階　小山晃法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小山　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区小山堀池町一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大丁　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

京都市中京区夷川通柳馬場東入俵屋町二九四番地森田ビル三階　山口義治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　義治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区本庄町深江見附町一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山根　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

島根県松江市東朝日町一二五番地　サンシティ松江駅通り一四〇二号

相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市鴨島町上浦七四四番地三最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新井　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

徳島県阿南市富岡町玉塚二一里美ビル二階

相続財産管理人　住吉　昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市本町二番地二〇一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今村　保雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年六月三十日

福岡県筑後市大字西牟田三五七五番地

相続財産管理人　司法書士　中村　優子

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により、次のとおり公告する。

一、名称　株式会社エスコートカード

代表者の氏名　代表取締役　大沼　輝臣

本店の所在地　札幌市中央区南二条西二丁目一二番地

二、登録番号　第三十九号

登録年月日　昭和三十七年七月四日

登録削除年月日　平成二十一年五月二十六日

三、営業保証金の額　金五十万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出すること。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻される。

平成二十一年六月三十日

札幌市中央区南二条西二丁目一三番地

株式会社ニッセンレンエスコート

代表取締役　大沼　輝臣

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社錦泉

二、代表者の氏名　中島　正昭

三、本店の所在地　埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑三八―二

四、許可年月日　昭和六十年四月二十四日

五、営業を廃止した年月日　平成二十一年一月二十日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金一〇〇、〇〇〇円

②　前受業務保証金　金一五〇、〇〇〇円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の三において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十一年六月三十日

埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑三八―二

有限会社錦泉

代表取締役　中島　正昭

第23期決算公告　平成21年6月30日

札幌市中央区南11条西13丁目1―11

株式会社弘済堂

代表取締役　吉田千恵子

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,462
	固定資産	133,479
	資産合計	**138,941**
負純資債及産の び部	流動負債	80
	固定負債	135,070
	負債合計	**135,150**
	株主資本	3,791
	資本金	30,000
	利益剰余金	△26,208
	その他利益剰余金	△26,208
	（うち当期純損失）	(754)
	純資産合計	**3,791**
	負債・純資産合計	**138,941**

第31期決算公告

平成21年6月30日

札幌市西区二十四軒2条2丁目3番30号

株式会社札幌コンピューターサービス

代表取締役　上田　健市

貸借対照表の要旨

（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,610,284
	固定資産	121,864
	合計	**1,732,148**
負純資債及産の び部	流動負債	1,500,381
	固定負債	8,669
	株主資本	223,098
	資本金	10,000
	利益剰余金	213,098
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	210,598
	（うち当期純利益）	(20,347)
	合計	**1,732,148**

第44期決算公告　平成21年6月30日号

札幌市西区発寒10条13丁目1番1号

豊平運輸機工株式会社

代表取締役社長　朝穂　隆一

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,295
	固定資産	223,421
	資産合計	**377,716**
負純資債及産の び部	流動負債	239,926
	固定負債	51,318
	負債合計	**291,244**
	株主資本	86,472
	資本金	10,000
	利益剰余金	76,472
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	73,972
	純資産合計	**86,472**
	負債・純資産合計	**377,716**

（注）当期純損失　31,979千円